

## 准認証アーキビスト審査規則

令和5年10月5日

国立公文書館長決定

(目的)

**第1条** この規則は、アーキビスト認証の実施について（令和2年3月24日国立公文書館長決定）に基づき実施するアーキビスト認証を推進するため、独立行政法人国立公文書館長（以下「館長」という。）が実施する准認証アーキビストの審査及び認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定)

**第2条** 館長は、認定の申請をする者（以下「申請者」という。）が、アーキビスト認証委員会規則（令和2年6月3日国立公文書館長決定）第1条に定めるアーキビスト認証委員会（以下「委員会」という。）の審査結果に基づき、アーキビストの職務基準書（平成30年12月。以下「職務基準書」という。）に示されたアーキビストとして必要な知識・技能等を有すると認められるときに当該申請者を認定するものとする。

2 認定された者に付与される名称は、次のとおりとする。

和文表記 准認証アーキビスト

英文表記 Associate Archivist Certified by the National Archives of Japan

(認定の要件)

**第3条** 前条に規定する認定について、職務基準書に示されたアーキビストとして必要な知識・技能等を有すると認めるのは、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 認証アーキビスト審査規則（令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「認証審査規則」という。）別表1に定める内容の大学院修士課程の科目を修得し、又は同程度と認められる関係機関の研修を修了していること。
- (2) 認証審査規則第2条に定める認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること。

(欠格事由)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当する者は、准認証アーキビストになることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第9条に定める認定の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない者
- (3) 認証審査規則第9条に定める認証の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない者

(認定の申請書類)

**第5条** 申請者は、次の各号に掲げる書類を、館長が定める期間内に、館長に提出しなければならない。

- (1) 「准認証アーキビスト」申請書（様式1）

- (2) 「准認証アーキビスト」申請書（様式2）
  - (3) 修士課程修得科目・修了研修一覧（様式3）
  - (4) 諸外国における修士課程修得科目一覧（様式4）
  - (5) 諸外国における修了研修一覧（様式5）
- 2 前項第2号の「准認証アーキビスト」申請書については、認証審査規則第8条第3項又は第13条第3項に定める認証状の写しを添付するものとする。
- 3 第1項第3号の修士課程修得科目・修了研修一覧に記載した事項については、高等教育機関が発行する単位修得証明書の写し等又は研修実施機関が発行する研修修了証の写し等証明となる書類を添付するものとする。
- 4 第1項第4号の諸外国における修士課程修得科目一覧に記載した事項については、高等教育機関が発行する単位修得証明書の写し等証明となる書類を添付するものとする。
- 5 第1項第5号の諸外国における修了研修一覧に記載した事項については、研修実施機関が発行する研修修了証の写し等証明となる書類を添付するものとする。
- （認定に関する事務手続の予定の公表）
- 第6条** 館長は、認定申請書類の提出期限、認定の予定時期等の認定に関する事務手続の予定を、館ホームページ等により公表するものとする。
- （認定の審査）
- 第7条** 館長は、委員会に、申請された認定の審査を依頼するものとする。
- 2 委員会は、館長の依頼を受け、第5条に定める申請書類に基づき審査を行う。
- 3 委員会は、審査に必要がある場合には、申請者に対し照会し、又は書類の提出を求めることができる。
- 4 委員会は、第2項に定める審査の結果を館長に報告する。
- （認定の手続）
- 第8条** 館長は、前条第4項の審査の結果に基づき、申請者に認定の可否（否の場合はその理由を含む。）を通知し、申請者のうち准認証アーキビストとして認定した者の氏名、認定番号、認定年月を館ホームページ等により公表する。
- （認定の取消し）
- 第9条** 館長は、准認証アーキビストが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとし、その審査を委員会に依頼する。
- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けたとき。
  - (2) 准認証アーキビストとして、不誠実な行為又は信用を失うような行為をしたとき。
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (4) 認証審査規則第9条に定める認証の取消しを受けたとき。
- 2 委員会は、審査の結果について、その理由を付して館長に報告する。
- 3 館長は、前項の審査の結果に基づき、認定の取消しをしたときは、速やかに当該准認証アーキビストであった者に対して、その理由を付して通知するものとする。

(異議の申立て)

**第10条** 申請者は、審査の結果に異議がある場合は、館長に対し、審査の結果に係る異議の申立てを行うことができる。この場合、審査の結果を知った日から起算して3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を館長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 認定が否とされた理由
- (3) 異議の申立てに係る審査の結果を知った年月日
- (4) 異議の申立ての趣旨及び理由
- (5) 異議の申立ての年月日

2 館長は、前項の異議の申立てがあった場合は、委員会に審議を依頼する。

3 委員会は、館長の依頼を受け、異議の申立てについて、第1項の書面に基づき、審議を行う。

4 委員会は、審議の結果を館長に報告する。

5 館長は、前項の審議の結果に基づき、速やかに当該申請者に通知する。

**第11条** 第9条に定める認定の取消しに異議がある場合については、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1項及び第5項中「申請者」とあるのは「准認証アーキビストであった者」と、前条第1項中「が否とされた」とあるのは「を取り消された」と読み替えるものとする。

(目的外使用の禁止)

**第12条** 館の役職員及び委員会の委員は、申請者及び准認証アーキビストであった者によって館長に提出された情報について、審査又は審議の目的の外に使用してはならない。

(特例措置)

**第13条** 館長は、大規模災害の発生その他特段の配慮が必要と判断される場合には、第5条第1項及び第10条第1項(第11条において読み替えて準用する場合を含む。)に定める期間について、特例措置を講ずることができる。

(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この規則は、令和5年10月5日から施行する。

令和 年「准認証アーキビスト」申請書

ふりがな			
氏名			
現住所	〒		
電話番号		E-mail	

大学院修士課程の科目を修得した大学院名称又は関係機関の研修名称

提出資料		
1	「准認証アーキビスト」申請書 様式 1 ※本書	<input type="checkbox"/>
2	修士課程修得科目・修了研修一覧 様式 3	<input type="checkbox"/>
3	単位修得証明書等 (写し) (様式 3 に係る添付書類)	<input type="checkbox"/>
4	研修修了証等 (写し) (様式 3 に係る添付書類)	<input type="checkbox"/>

いづれか一方を提出

提出資料 (諸外国における修士課程の科目修得・研修修了の場合)		
1	「准認証アーキビスト」申請書 様式 1 ※本書	<input type="checkbox"/>
2	諸外国における修士課程修得科目一覧 様式 4	<input type="checkbox"/>
3	諸外国における修了研修一覧 様式 5	<input type="checkbox"/>
4	単位修得証明書等 (写し) (様式 4 に係る添付書類)	<input type="checkbox"/>
5	研修修了証等 (写し) (様式 5 に係る添付書類)	<input type="checkbox"/>

いづれか一方を提出

いづれか一方を提出

独立行政法人国立公文書館長 殿

上記のとおり、申請します。

令和 年 月 日

氏 名

※本申請書は、**認証アーキビストの認証を受けている者、または過去に認証を受けた者用**

## 令和 年「准認証アーキビスト」申請書

ふりがな			
氏名			
現住所	〒		
電話番号		E-mail	

認証番号	JCA
------	-----

提出資料		
1	「准認証アーキビスト」申請書 様式 2 ※本書	<input type="checkbox"/>
2	認証状の写し	<input type="checkbox"/>

---

独立行政法人国立公文書館長 殿

上記のとおり、申請します。

令和 年 月 日

氏 名

氏名	
----	--

修士課程修得科目・修了研修一覧

大学院名・研修機関名	科目名・研修名	修得・修了済
		<input type="checkbox"/>

氏名	
----	--

## 諸外国における修士課程修得科目一覧

番号	科目修得年	実施機関	科目名	単位数	講師名	概要（回数・時間数・内容等）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
計						

## 備考

1. 科目名单位で、原語と日本語を併記すること。
2. 単位修得証明書の写し等、科目修得を証明する書類を添付すること。
3. 概要については、別に添付することも可とする。
4. 上記2、3は、日本語訳したものを添付すること。

氏名	
----	--

## 諸外国における修了研修一覧

研修名称	
主催者	修了年
期間	規模（参加者数・受講料等）
内容/時間数	

## 備考

1. 原語と日本語を併記すること。
2. 研修修了証の写し等、研修修了を証明する書類を添付すること。
3. 内容/時間数については、別に添付することも可とする。
4. 上記2、3は、日本語訳したものを添付すること。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。